

札障第 96 号  
平成 30 年（2018 年）4 月 4 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{就労移行支援事業所} \\ \text{就労継続支援 A 型事業所} \\ \text{特定相談支援事業所} \end{array} \right)$  管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長

### 就労移行支援及び就労継続支援 A 型の利用に係る年齢要件の変更 について

平素より札幌市の障がい福祉行政に御協力と御理解をいただき厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 4 月から、国の制度改正により、就労移行支援及び就労継続支援 A 型の対象者の年齢要件が変更されますので、下記のとおり通知いたします。貴事業所の関係職員に御周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 就労移行支援及び就労継続支援 A 型の年齢要件

変更前（平成 30 年 3 月以前）	変更後（平成 30 年 4 月以降）
65 歳未満の者（65 歳以上は利用不可）	65 歳未満の者又は以下のいずれの要件にも該当する 65 歳以上の者 ○ <u>65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者</u> ○ <u>65 歳に達する前日において就労移行支援又は就労継続支援 A 型の支給決定を受けていた者</u>

## 2 留意事項

(1) 今回の見直しは、65歳に達する前日において利用している就労移行支援又は就労継続支援A型と同一のサービスについて、65歳以降も利用する場合に支給決定が可能なものとなります。

※ 例えば、65歳に達する前日に就労移行支援の支給決定を受けている場合は、65歳以降に支給決定可能なサービスは就労移行支援のみとなります。（就労継続支援A型の場合も同様）

(2) 今回の見直しにより、貴事業所を利用されている方が、平成30年4月以降に65歳に到達する場合、引き続き65歳以降も支給決定が可能な場合があるため、利用者の意向や支給決定状況等の確認を行うなど、65歳到達をもって機械的に利用契約を打ち切ることのないようお願いいたします。

## 3 添付資料

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号) (抄)

・・・別添

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市障がい福祉課給付管理係  
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181  
E-mail : [sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)